

令和6年3月28日

輸送の安全確保に関する指導文書の発出について

旅客不定期航路事業者に対し、海上運送法第25条に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程違反が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する指導文書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者の氏名又は名称：宿輪 良雄

住 所：長崎県五島市奈留町泊774

代表者の氏名：宿輪 良雄

2. 行政指導実施日

令和6年3月28日（木）

3. 行政指導の概要

関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則を徹底するなど内容をとする改善措置について、令和6年4月30日（木）までに文書により報告すること（詳細は別紙参照）。

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：池田（いけだ）、古川（ふるかわ）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和5年1月4日
事業者名	宿輪 良雄
船名	五島(3号)
発出日	令和6年3月28日
法令違反等の概要	<p>令和5年1月4日に、宿輪 良雄が経営する旅客不定期航路事業において運航する「五島(3号)」が、長崎県五島市福江港に入港し、同港2号棧橋へ着積するため港内を徐行運航していたところ、同港堤防に衝突し、本船船首部の損傷及び乗客4名が負傷した。</p> <p>この事故を受けて、当局が、同年3月17日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、安全統括管理者兼運航管理者である船長が法令遵守と安全最優先の原則を徹底していない等の安全管理規程違反が確認された。</p>
指導の内容	<p>令和6年4月30日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、同規程第49条に基づき、運航管理補助者等に対し、関係法令、安全管理規程及びその他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項として、特に航海中の航海機器の適切な使用方法について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第51条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 運航管理者は、安全管理規程第40条に基づき、陸上施設点検簿に基づいて、毎日1回以上、各港の係留施設等の点検を実施し、記録すること。 運航管理者は、安全管理規程第47条及び事故処理基準第4条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告し助言を求めること。 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、運航管理補助者等に対し、関係法令、安全管理規程及びその他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図るとともに、運航管理者は、同規程第51条に基づき、その概要を記録簿に記録すること。 安全統括管理者は、安全管理規程第53条に基づき、安全管理規程など、輸送の安全にかかわる情報を船内掲示等の適宜の方法により公表すること。